

令和元年度第2回岩手県社会福祉審議会議事録

1 開催日時 令和2年2月13日(木) 14:00~15:30

2 開催場所 エスポワールいわて 3階 特別ホール

3 出席者 別添出席者名簿のとおり

4 会議の内容

- (1) 令和2年度の主要事業について
- (2) 岩手県人口ビジョン(改訂案)及び第2期岩手県ふるさと振興総合戦略(最終案)について
- (3) いわて子どもプラン(2020~2024)(中間案)について
- (4) ひとにやさしいまちづくり推進指針(2020~2024)(案)について
- (5) 民生委員・児童委員の一斉改選について
- (6) 台風第19号に伴う被害状況及び復旧・復興に向けた対応状況について

1 開 会

○伊藤主査 定刻となりましたので、ただいまから岩手県社会福祉審議会を開会いたします。

本日司会を務めさせていただき、保健福祉企画室の伊藤と申します。どうぞよろしくお祈りいたします。本日の御出席は、委員総数20名中17名であり、過半数に達しておりますので、岩手県社会福祉審議会条例第4条第3項の規定により、会議は成立していることを御報告いたします。なお、本日の会議は公開とされております。

それでは、お手元に配付しております次第に従いまして進行させていただきます。

2 保健福祉部長あいさつ

○伊藤主査 はじめに、野原保健福祉部長から御挨拶を申し上げます。

○野原保健福祉部長 本日は岩手県社会福祉審議会に、お足元も悪い中、またお忙しい中御出席いただき、また、本日は委員改選後初めての審議会となりますが、皆様方には、委員就任について御快諾いただきましたことにつきまして、厚く御礼申し上げます。

この審議会は、社会福祉法に基づき設置されているものであり、社会福祉に関する案件について、様々な分野から成る構成員の方々から広く御意見を頂戴し、本県の社会福祉の向上に取り組んでいくための会議でございますので、よろしくお祈りいたします。

さて、県では、昨年度に策定した「いわて県民計画（2019～2028）」のもと、県民一人ひとりが、互いに支え合いながら幸福を追求していくことができる地域社会の実現を目指し、幸福を守り育てるための取組を進めることとしております。

また、東日本大震災津波からの復興、平成28年台風第10号災害及び今年度発生した台風第19号災害からの復旧・復興に最優先で取り組んでおり、被災者に対する健康支援やこころのケアなど継続的な取組とともに、多様化・複雑化する新たなニーズにも対応していく必要がございます。

本日の審議会におきましては、現在、県で策定を進めているいわて子どもプラン、ひとにやさしいまちづくり推進指針のほか、民生委員・児童委員の一斉改選の結果、台風第19号災害の復旧・復興に向けた取組状況などについて御報告させていただきます。

いずれも本県の社会福祉施策を推進するにあたり重要な事項でございますので、委員

の皆様から、忌憚のない御意見を頂戴するとともに、一層の御支援を賜りますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

3 委員の紹介

○伊藤主査 続いて、委員の紹介をいたします。委員の任期満了に伴い、本年2月1日付けで改選が行われましたので、委員全員と、事務局の紹介をさせていただきます。それでは、名簿に従いまして御紹介させていただきます。

岩手県手をつなぐ育成会会長伊藤昇委員でございます。

岩手県社会福祉協議会岩手県保育協議会会長稲田泰文委員でございます。

株式会社岩手日報社常勤監査役川井博之委員でございます。

岩手県議会議員菅野ひろのり委員でございます。

岩手県社会福祉協議会岩手県社会福祉法人経営者協議会会長熊谷茂委員でございます。

公募委員でNPO法人ファザーリング・ジャパン理事後藤大平委員でございます。

岩手県肢体不自由児・者父母の会理事佐々木秀子委員でございます。

岩手県町村会理事山田町長佐藤信逸委員につきましては、本日欠席でございます。

岩手弁護士会弁護士佐藤英樹委員でございます。

岩手県精神保健福祉連合会副理事長下屋敷正樹委員でございます。

岩手県老人クラブ連合会副会長瀬川愛子委員でございます。

岩手医科大学学長祖父江憲治委員でございます。

岩手県立大学社会福祉学部教授高橋聡委員でございます。

岩手県市長会大船渡市長戸田公明委員につきましては、本日欠席でございます。

岩手県社会福祉協議会会長長山洋委員でございます。

岩手県遺族連合会事務職員那須正明委員でございます。

岩手県身体障害者福祉協会会長藤井公博委員でございます。

岩手県民生委員児童委員協議会副会長米田ハツエ委員でございます。

岩手県母子寡婦福祉連合会会長松本笑子委員でございます。

岩手県医師会副会長和田利彦委員につきましては、本日欠席でございます。

続いて、事務局の県の職員を紹介させていただきます。

保健福祉部長野原勝でございます。

保健福祉部副部長兼保健福祉企画室長高橋進でございます。

参事兼障がい保健福祉課総括課長山崎淳でございます。

地域福祉課総括課長菊池優幸でございます。

同じく地域福祉課生活福祉担当課長浅沼修でございます。

長寿社会課総括課長小川修につきましては、本日欠席でございます。

長寿社会課介護福祉担当課長森昌弘でございます。

同じく長寿社会課地域包括ケア推進特命課長加藤勝弘でございます。

子ども子育て支援課総括課長門脇吉彦でございます。

以上、よろしく願いいたします。

4 委員長互選

○伊藤主査 続きまして、委員改選後、最初の審議会でございますので、委員長の互選を行う必要があります。本来であれば、仮議長を選出して進めるべきかと存じますが、大変、僭越ではございますが、委員長が選出されるまでの間、事務局の方で議事を取り進めさせていただくこととしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

委員長は、社会福祉法第10条の規定により委員の互選によることとされていますが、どのようにとり進めたらよろしいか、お諮りいたします。

（「事務局一任」の声）

はい、事務局一任という声がありました。特に御意見が無いようございましたので、事務局から提案させていただくこととしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

事務局といたしましては、改選前に委員長を務めていただきました、岩手県社会福祉協議会の長山委員に、引き続き委員長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声）

御異議が無いようですので、長山委員を委員長とすることに決定いたします。それでは、長山委員には、正面の委員長席へ御移動をお願いし、御挨拶を賜りたいと存じます。

5 委員長挨拶

○長山委員長 皆様の御指名により委員長を務めさせていただくことになりました長山でございます。本日は、先ほど野原部長さんからもお話しがありましてとおり、内容が盛りだくさんでございます。時間の許す限り、皆さんの方から御意見・御提言を頂ければ、それを踏まえて、県当局の方もそれぞれ事業の推進に役立てていただけるものと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○伊藤主査 ありがとうございます。以後の進行につきましては、岩手県社会福祉審議会条例第3条第1項の規定により、委員長が会議の議長となることとされておりますので、長山委員長をお願いいたします。

6 委員長職代理者の指名

○長山委員長 暫時議長を務めさせていただきたいと思えます。

次第に従いまして会議を進めてまいります。

委員長職務代理者の指名であります。岩手県社会福祉審議会条例第3条第2項の規定により、当職から指名することとなっております。

ついでには、岩手県立大学の高橋聡委員を指名いたしますのでよろしくお願いします。

7 委員の所属する専門分科会の指名

○長山委員長 次に、各専門分科会、審査部会及び措置部会に属すべき委員並びに臨時委員の所属委員の指名であります。岩手県社会福祉審議会条例等の規定により、当職から指名することとなっております。ただいま、事務局の方から所属専門分科会等の案をお配りさせていただきます。

(事務局から案を各委員に配布)

ただいまお配りした案をもちまして、当職の指名に代えさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、よろしくお願いします。

8 議事録署名委員の指名

○長山委員長 次に、本日の審議会の議事録署名委員の指名であります。岩手県社会福祉審議会運営規程第5条第2項の規定により、当職から指名することとなっております。

については、伊藤昇委員と稲田泰文委員、どうぞよろしく申し上げます。

9 議事

(1) 令和2年度の主要事業について

○長山委員長 それでは、次第の9、議事に入ります。

項目毎に、委員の皆様から、御質問・御意見をいただくこととします。

まず、(1) 令和2年度の主要事業について、高橋保健福祉部副部長さんから説明をお願いします。

○高橋副部長 保健福祉部副部長の高橋でございます。

保健福祉部における令和2年度の主要事業について、説明申し上げます。資料1を御覧いただきたいと思っております。失礼ですが座って説明させていただきますので御了承をお願いします。

まず初めに、当部関係の予算額についてでございますけれども、令和2年度当初予算額は、1,353億8,000万円余でありまして、前年度当初予算と比較して2.9%、41億円ほどの減額となっております。主な理由といたしまして、岩手医科大学附属病院の移転に伴う整備費補助の減などによるものであります。また、震災対応分につきましては、20億3,000万円程となっており、被災した医療施設の災害復旧事業の完了などを受けまして、16.8%、4億1,000万円余りの減額となっております。

以下、新規事業を中心に主な取組みを説明いたします。なお、金額の読み上げは省略させていただきますので、予め御了承をお願いいたします。

まず、復興推進関係の予算についてであります。一番上の「障がい福祉サービス等利用者負担特例措置支援事業費補助」から4つ目「国民健康保険一部負担金特例措置支援

事業費補助」までは、2020年12月まで免除期間を延長した、これら国保・介護等の負担金等の免除に要する経費に対し補助するものであります。

2ページにまいりまして、上から2つ目、「被災市町村保健センター再建支援事業費補助」は、大槌町保健センターの移転新築に要する経費に対し補助するものであります。

1つ飛んで「被災児童対策事業費」とその下「被災地こころのケア対策事業費」は、被災者及び被災児童の「こころのケア」を推進するため、「いわて子どもケアセンター」及び「岩手県こころのケアセンター」を継続して運営する経費でございます。

その下「生活福祉資金貸付事業推進費補助」は、応急仮設住宅や災害公営住宅等での必要な見守りを行う生活支援相談員を配置する経費を盛り込んでいるものであります。

次に3ページにまいりまして、「政策推進関係」であります。政策推進関係と申しますのは、先ほど部長からも挨拶で申し上げました岩手県民計画を推進するためのものでございます。

県民計画の政策分野「I 健康・余暇」の部分でございますが、「1-①」は、健康いわて21プランの推進など、生涯を通じた健康づくりであります。資料の下から4つ目、「受動喫煙対策促進費」は、望まない受動喫煙を防止するため、受動喫煙による健康影響等について普及啓発等を行うとともに、多数の者が利用する施設等における受動喫煙防止措置の取組みを徹底して行おうというものでございます。

「1-②」は、こころの健康づくりでございます。一番下「ギャンブル等依存症対策推進事業費」は、来年度、仮称ではございますが、「岩手県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定しようとするものであります。

4ページにまいりまして、1番上「ひきこもり地域ケアネットワーク推進事業費」は、県内のひきこもり者及びその家族の支援を行うため、相談支援体制の整備、人材育成等を行おうとするものであります。

政策項目2は、医療関係でございますので、この場での説明は省略させていただきます。

ページが飛びまして6ページにまいりまして、「3-①」は互いに認め合い、共に支え合う福祉コミュニティづくりの推進であります。

7ページにまいりまして、一番上「民生（児童）委員活動費」は、民生委員・児童委員の人材確保と活動の充実を支援しようとするものでありまして、国の基準に合わせまして、単価をアップして計上してございます。

その下「ユニバーサルデザイン推進事業費」は、今年度策定する「ひとにやさしいまちづくり推進指針」やその指針に基づく取組の、普及啓発や推進を図ろうとするものであります。

続いて、「3-②」は みんなが安心して暮らせるセーフティーネットの整備であります。1つ目「生活困窮者自立支援事業費」は、生活困窮者への包括的な支援を行うため、相談窓口やアウトリーチ支援員による相談支援や、相談支援に携わる人材の育成を行おうとするものでございます。

「3-③」は、地域包括ケアのまちづくりであります。8ページにまいりまして、一番上「地域包括ケアシステム基盤確立事業費」は、地域包括ケアシステムの構築に向けた新たな制度の円滑な実施と安定的な運営を確保するため、生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員の養成等を行おうとするものであります。

「3-④」は、介護を要する高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境の整備でありまして、一番下「地域密着型サービス施設等整備事業費補助」など介護基盤の整備を図る経費を盛り込んでいるものであります。

「3-⑤」は、障がい者が安心して生活できる環境の整備でありまして、障がい福祉サービスの基盤整備を進めるものでございます。下から3つ目「てしろもりの丘整備事業費」は、老朽化及び狭隘化が著しいみたけ学園及びみたけの園の一部について、移転整備を行うものでございますし、その下「みたけの杜整備事業費」は、老朽化及び狭隘化が著しいみたけの園の残る一部について、同施設の敷地内で改築整備を行うものでございます。

9ページにまいりまして、「3-⑥」は障がい者の社会参加の促進であり、2つ目「農福連携総合支援事業費」など、障がい者の就労支援などを進めるものでございます。

「3-⑦」福祉人材の育成・確保でございますが、介護、保育などの人材を確保する対策でございます。3つ目「介護ロボット等導入支援事業費」は、介護従事者の就労環境整備を図るため、介護ロボットのほか、新たにICT導入に要する経費を補助しようとするものでございます。5つ目「外国人介護人材受入支援費」は、新たに、外国人従事者を指導する職員に対する研修の実施や事業者が行う留学生への奨学金等の支援に要する経費を補助しようとするものでございます。

10ページにまいりまして、「Ⅱ 家族・子育て」の政策分野でございます。

「6-①」は、結婚・家庭・子育てに希望を持てる環境づくりの推進であります。1つ

目、「岩手であい・幸せ応援事業費」は、主に若い世代を対象に、“いきいき岩手”結婚サポートセンターの運営による出会いの場づくりなどにより、出会いや結婚を希望する県民への総合的な支援を行おうとするものでございます。3つ目「子育て応援推進事業」は、社会全体で子育て支援を行う意識の啓発や機運の醸成を図るため、「いわて子育て応援の店」協賛店の拡大や、「いわて子育てにやさしい企業等」の認証、子育て応援マンガの作成・配布等を行おうとするものであります。4つ目「子育て応援パスポート事業費」は、第3子以降の子がいる世帯を対象に、県営の文化・スポーツ施設等の利用料を無料化し、安心して子育てができる社会に向けて機運の醸成を行おうとするものであります。

「6-②」は安全・安心な出産環境の整備でございまして、産科・小児科医療の充実を図る経費のほか、妊産婦の支援などを行うものであります。

11ページにまいりまして、「6-③」は子育て家庭への支援であり、保育の量・質の充実、強化を図る経費を計上しているものでございます。

12ページにまいりまして、「6-④」は子どもが健やかに成長できる環境の整備でございます。3つ目「こども未来応援地域ネットワーク形成支援事業費」は、子どもの居場所づくりの取組の拡大を図るため、「子どもの居場所ネットワーク」を通じた開設・運営に関する支援や、子どもの居場所の立ち上げ等への補助を行おうとするものでございます。1つ飛んで「児童相談所整備事業費」は、老朽化及び狭隘化が著しい宮古児童相談所の改築整備を行おうとするものであります。1つ飛びまして「ひとり親家庭等総合相談支援事業費」は、ひとり親家庭の多様なニーズに包括的に対応し、様々なサービスのより効果的な活用につなげるため、関係機関等によるネットワークの構築や相談支援体制の整備を行おうとするものでございます。

「6-⑤」は、障がい児の療育支援体制の充実でございます。1つ目「重症心身障がい児（者）等支援事業費」は、重症心身障がい児（者）を含む医療的ケア児（者）への支援の充実を図るため、短期入所受入体制の拡充のほか、新たに、たん吸引や経管栄養等の医療的ケアの技術向上への取組みを行おうとするものでございます。2つ目「障がい児者医療学講座設置運営寄附金」は、障がい児者やその家族が安心して生活できる環境を整備するため、岩手医科大学医学部に障がい児者医療学講座を設置しようとするものでございます。

そのほか、13ページには政策分野「V 安全」、14ページにまいりまして政策分野「VI

仕事・収入」「X 参画」などにつきまして、関係する経費を計上しているものでございます。

来年度の主要事業につきましては、以上でございます。

○**長山委員長** ありがとうございます。この審議会、年1～2回しか開催されない会議ですので、またとない機会でございます。ぜひ、皆様の所属するところと関わりのある事業等、御質問・御提言等ありましたらお願いいたします。

○**藤井委員** 身体障害者福祉協会の藤井でございます。私、花巻市出身ですが、後期高齢者と障がい者と全く同じ悩みを持っています。それと、今、確認したいのは、岩手県の後期高齢者医療広域連合を通して、県の老人クラブ連合会に、後期高齢者のスポーツを推進する費用として昨年度700万円くらい助成金が出ているんですね。しかし、実質的には500万円くらいしか使っていない。それはなぜかということ、使い道が75歳以上の対象者でないといけない。しかし、スポーツを推進するには、田舎にいるものですから、移動手段は自家用車しかない。公共のバスはほとんどありませんので。では、どうするかということ、きちんとバスを借りるように、という指導になってる。ところが、マイクロバスを借りても、例えば午前中に10人を迎えに行って、12時に終わって、10人を送り届けてバスを返すというだけでも2万円かかる。これは使い勝手が悪いから、何とか自家用車を認めてくれという話をしているのですが、それは多分ほかのところでも同じ(状況)だと思います。そういうふうに、色々な障がい者とか後期高齢者とか地域にいけばタイアップしていろんな政策を、特に健康で長生きする、健康寿命を延ばすということは、障がい者も後期高齢者も同じなんですね。ですから、その辺の使い勝手の良さをぜひお願いしたい。この項目ではどこに当てはまるかわかりませんが、そういうことを日頃感じておりますので、ぜひ対策をお願いしたいということを申し上げたいと思います。以上です。

○**長山委員長** 今、御提言ありましたけれども、事務局の方で何かありましたらお願いします。

○**高橋副部長** 今日御説明したものの中には、そういった予算については触れておりませんが、実は、後期高齢者の部分だと広域連合の予算であったり、障がい者のスポーツだと文化スポーツ部の予算であったりしますので、今回は保健福祉部の予算についての説明でございましたので失礼させていただいたところでございます。しかし、そういった御事情があるということにつきましては、ただいまお聞きしましたので、それぞれの

関係部署にお伝えしまして、我々からも配慮していただくようお願いしたいと思っております。

○長山委員長 何年か前にスポーツ関係はスポーツの担当部局に移りましたし、後期高齢者のものについては、それぞれまた違うところで予算立てしていると思います。いずれ、使い勝手の良いような形で、担当部局の方にも伝えていただければと思います。

そのほか、予算の関係で、普段皆様が感じていること等をお話しただけであればいいかと思いますが、いかがでしょうか。内容が盛りだくさんで、わかりにくい部分もあったかもしれませんので、確認でもよろしいですがいかがでしょうか。

(他に質疑等なし)

(2) 岩手県人口ビジョン（改訂案）及び第2期岩手県ふるさと振興総合戦略（最終案）について

○長山委員長 それでは次に、（2）岩手県人口ビジョン（改訂案）及び第2期岩手県ふるさと振興総合戦略（最終案）について、高橋副部長から説明をお願いします。

○高橋副部長 それでは、資料2を御覧いただきたいと思います。「岩手県人口ビジョン（改訂案）及び第2期岩手県ふるさと振興総合戦略（最終案）について、説明させていただきます。この人口ビジョンとふるさと振興総合戦略につきましては、当部だけではなく、県庁全体で作っておりまして、最終的な所管は政策地域部となっておりますが、本日は、社会福祉審議会ということで、こちらに関係する部分を中心に説明させていただきます。

人口ビジョンにつきましては、言ってみれば、今後県の人口がどうなっていくのか、予測ですとか、あるいは、こういう方向でいきたいというものを示しているものがございます。

一方、ふるさと振興総合戦略につきましては、いわば、人口ビジョンを踏まえまして、県としての人口減少対策を取りまとめたものとなっております。これにつきましては、国の法律「まち・ひと・しごと創生法」に基づくものでございまして、5年前に、国、都道府県、市町村それぞれで、人口ビジョンと総合戦略を作成しております。今年度で5年間の計画期間が終了するため、人口ビジョンについては改訂し、新しい総合戦略を今回作成しているものがございます。

それでは資料に基づきまして説明をさせていただきます。

お開きいただきまして、スライド3を御覧ください。人口ビジョンにつきましては5年前に策定しているものであり、国の方も同様に作っておりまして、その後の動向を踏まえて改訂しておりますが、基本的に、方向性として変わらないということで時点修正がかけられたということがございます。県におきましても、同様に、27年度以降の人口の動向等を踏まえたものがございますが、基本的なところは変わらないというものでございます。スライド3のグラフでございますが、これは過去の状況ということでございまして、一番上が、岩手県の総人口でございますが、2000年から顕著に減少している傾向があるといったようなところでございます。

その下スライドの4でございます。減少の状況でございますが、自然増減について見ますと、グラフのとおりということで2000年頃から自然増から自然減に変わりまして、その増減の幅も拡大してきているという状況にあるということでございます。

スライド5を御覧いただきたいと思えます。一方で社会増減というものがございます。社会増減については、岩手県の場合、一貫して減少ということでございますけれども、特に平成年代に入りまして、それまでの減少に比べて減少幅は少なくなってきてございますが、引き続き減少しているといった状況でございます。その右下に、図が小さくて恐縮ですが、年齢別社会増減数というグラフがございます。こちらを見ますと、岩手県の場合、18歳と22歳で進学と就職のために大幅に減少するといった傾向がありまして、特に女性が22歳で転出する方が非常に多いといった傾向があるとされておりまして、

スライド6でございます。人口の展望でございます。国の人口推計によりますと、岩手県の人口は2040年に96万人程度ということで推計されております。グラフで言うと4本、線がございますけれども、一番下の線でございます。それを、色々な対策をとることによって、岩手県としては、2040年には、100万人の人口を確保していきたいということで考えているというものでございます。これが、グラフで言うと一番上の線になります。こういったことを目指してやっていきたいと思いますということでもあります。

続きまして、ふるさと振興総合戦略の説明に移らせていただきます。

スライド8を御覧ください。こちら、ふるさと振興総合戦略の最終案の構成となっております。「はじめに」ということで位置付けなどを記載するほか、「これまでの取組の成果と課題」、「4本の柱と基本目標」、「戦略の展開」といったことで、具体的にこうしたことをしていきましょうということが取りまとめられているものであります。

スライド9であります。「1 本戦略の位置付け」はさきほど説明したとおりでございますが、「2 計画の期間」につきましては、令和2年度から6年度までの5年間でございます。いわて県民計画と一体的に推進する取組でございますし、「4 ふるさと振興の推進」ということで、多様な主体が参画した取組とか、SDGsを踏まえた取組、先端技術を活用した取組を推進していくといったことが位置付けられているものであります。

スライド10であります。「これまでの成果と課題」となっております。第1期のふるさと振興総合戦略におきましては、取組の方向性として3本の柱を抱えております。3本の柱は、「岩手で働く」「岩手で育てる」「岩手で暮らす」となっております。このうち、保健福祉関係は、「岩手で育てる」というところが全体として関係ありますし、「岩手で暮らす」の中にも「3-4保健・医療・福祉充実プロジェクト」といったことでプロジェクトを掲げて取り組んできたものでございます。

スライド11を御覧ください。推進にあたっては、それぞれの柱に目標として、「岩手で働く」であれば、人口の社会増減を令和2年度にゼロにする、「岩手で育てる」であれば、合計特殊出生率を令和元年度に1.45以上、「岩手で暮らす」であれば、国民所得に対する県民所得水準の乖離縮小ということで令和元年度には87.3以上にするといった目標を掲げ、それぞれに、KPI、指標を掲げて取り組んできたところでございます。それぞれの取組については、KPIの達成状況のところを御覧いただければわかるとおり、80%以上、概ね達成以上というところではございますけれど、「岩手で働く」の社会増減については、残念ながら令和元年度はマイナス4,370人、「岩手で育てる」の合計特殊出生率については、平成30年度1.41に若干落ちたということでございます。「岩手で暮らす」についても、国民所得に対する県民所得の割合が86.9ということで、上昇がみられないといった状況でございます。

スライド12でございます。今回第2期ふるさと振興総合戦略の柱立てと基本目標でございます。柱は、今まで3本の柱でしたが、今回第2期においては4本の柱としてございます。「岩手で働く」「岩手で育てる」「岩手で暮らす」に加えて、新たに「岩手とつながる」が加わったものでございます。それぞれの柱に目標を掲げてございまして、社会福祉関係に関係の深い「岩手で育てる」については、出生率の向上を目指すということで、引き続き、合計特殊出生率を目標としてございまして、2024年度に1.58以上というかなり高い目標としてございます。これについては、いわて県民計画でも同様のもの

を掲げておきまして、それに合わせたものとなっております。また、「岩手で暮らす」については、県民アンケート、意識調査によって、生活満足度が高い人の割合を上昇させ、低い人の割合を低下させる、といった目標を掲げているものでございます。「岩手で育てる」におきましては、右側にまいりまして2つの戦略をもって取り組もうというものでございます。一つは「若者の就労、出会い・結婚、妊娠・出産支援戦略」、もう一つが「子育て支援戦略」。「岩手で暮らす」のなかでは、第1期と同様に「3-4 保健・医療・福祉充実戦略」というもので取り組んでいくこととしているものでございます。

スライド13を御覧いただきたいと思います。取組に当たっては、県だけではなかなか難しい、東京一極集中といったこともありますし、人口減自然減といったものにつきましても県だけの取組みでは難しいということで、「国を挙げて取り組むべきこと」ということでこの戦略の中で掲げているところでございます。

スライド14、重視する視点ということで、「SDGsの推進」、「Society5.0の実現に向けた技術の活用」「地域全体を見渡した地域マネジメントの推進」ということでこう言った視点をもってそれぞれの取組を推進していくというものであります。

スライド16を御覧いただきたいと思います。ここからが、「4本の柱に基づく戦略の展開」ということで具体的な中身となっております。

資料が飛びまして、スライド20を御覧いただきたいと思います。保健福祉に関係する部分として、「岩手で育てる」の戦略のひとつ「若者の就労、出会い・結婚、妊娠・出産支援戦略」で掲げているのは、結婚支援を行うということ、安心して出産できる体制の整備を図る・妊産婦の支援をすること、働き方改革によりワークライフバランスを推進すること、といったものです。その下に令和2年度の主な新規事業ということで、先ほど御説明申し上げた部分と重なりますが、「岩手であい・幸せ応援事業」「妊産婦支援事業」「子育て応援パスポート事業」などを掲げてございますし、岩手の医師確保対策の中におきましても、産婦人科を選択する意思を持つ医学生を対象とした奨学金の貸付を開始するといった取組もすることとしております。

スライド21でございます。「いわてで育てる」の2つ目の戦略「子育て支援戦略」でございます。多様な保育サービス等の充実、小児医療体制の充実、経済的負担の軽減、虐待防止、貧困対策などによりまして、子どもが健やかに成長することができる環境づくりを行うということで、令和2年度の取組としては「子育て応援推進事業」「ひとり親家庭等総合相談支援事業」「障がい児者医療学講座設置運営寄付金」などを掲げてお

ります。

資料進んでいただきまして、スライド25を御覧ください。「岩手で暮らす」のうち当審議会に関わってくるものとして、「3-4 保健・医療・福祉充実戦略」を掲げてございます。がん、脳血管、心疾患といったことに対する、健康づくりも含めた、取組・対策でございますし、自殺対策、高齢化に対応して地域包括ケアシステムや介護サービス基盤の整備、生活保護、生活困窮者の自立に向けた支援といったセーフティネットなどに取り組むこととしているものでございます。令和2年度におきましては、医師の働き方改革を進める事業を行いますし、生活困窮者自立支援事業、地域包括ケアシステム基盤確立事業、介護職員処遇改善加算取得促進事業などに取り組むこととしております。

以降、スライドは「岩手で暮らす」「岩手でつながる」の各取組みを記載しております。

資料進みまして、スライド32を御覧いただきたいと思っております。「総合戦略の推進と市町村等との協働」ということでございます。総合戦略については、PDCAサイクルと、先ほども説明しましたがKPIを掲げて推進していくこととしております。また「2 市町村との協働体制の強化」ということで、これまで以上に市町村とも連携しながら進めていくということでございますし、「3 多様な主体の参画・協働の推進」ということで、市町村だけではなく各種の団体、今日お集りの皆さんも含めて、協働してやっていきましょうということで掲げているものでございます。

総合戦略につきましては、このあと、県議会の方にも提案いたしまして、議論を経て、3月中には策定となる予定でございます。

本日は、冊子で、抜粋版ではございますが、皆さんのお手元に配付しておりますので後ほど御覧いただきたいと思っておりますし、まだ修正も間に合いますので、関係のところにお連絡を頂ければと思います。

説明は以上でございます。

○長山委員長 人口ビジョン、それから、ふるさと振興総合戦略について、かいつまんで説明していただきましたが、皆さんの方で確認しておきたい事項や御質問等ありましたらお願いいたします。かなりきめ細かい内容になっておりますので、皆さんの方で咀嚼するのに時間がかかるかもしれませんが、この際ということで何かございましたら。

よろしいでしょうか。

(質疑等なし)

(3) いわて子どもプラン（2020～2024）（中間案）について

○長山委員長 次に、（3）いわて子どもプラン（2020～2024）（中間案）について、門脇子ども子育て支援課総括課長から説明をお願いします。

○門脇子ども子育て支援課総括課長 それでは、いわて子どもプラン（2020～2024）（中間案）について説明をさせていただきます。お手元には、資料3-1としてA3版の資料が2枚、資料3-2として冊子の方をお配りしておりますが、説明につきましては、A3版の概要の資料で御説明をさせていただきたいと思っております。恐れ入りますが、着席のまま説明をさせていただきます。

いわて子どもプランにつきましては、子育てをしやすい環境づくりを推進するため、平成12年度から策定をしてございますが、その位置付けといたしましては、平成27年に県が制定をいたしました岩手の子どもを健やかに育む条例に基づきます基本的計画として策定するものでございますが、併せて、次世代育成支援対策推進法に基づきます本県の行動計画としての側面もございまして、今年度が現行計画の最終年度になりますことから、次年度からの新たなプランの策定を進めているものでございます。

プラン（中間案）全体の構成といたしましては、資料を御覧いただきますと、左側からでございますが、第1章としまして、計画の基本的な考え方として、策定の趣旨、基本理念、計画期間などを記載してございます。真ん中の第2章でございますけれども、本県の子どもと家庭をめぐる現状といたしまして、少子化の影響ですとか、背景となっている課題を整理しているところでございます。その右側になります。第3章といたしまして、目指す姿及び推進する施策として、プランの目指す姿ですとか指標などを記載してございます。その下になります。第4章計画推進に向けてでは、関係者の役割分担などを盛り込んでいるところでございます。

少し具体的な内容を御説明させていただきます。第1章の策定の趣旨でございますが、冒頭にプランの位置づけとともに説明をさせていただきましたが、策定にあたりましては、2の基本理念にありますとおり、いわての子どもを健やかに育む条例に規定をいたします基本理念であります。また、（1）の子どもの権利の尊重、（2）の結婚、妊娠、出産、子育ての各段階に応じた切れ目のない支援、（3）の県、市町村、保護者等の適切な役割分担と連携・協力、こういったところを基本的な考え方としているところでござ

います。

計画期間につきましては、令和2年度から6年度までの5年間、また、いわて県民計画（2019～2028）の長期ビジョン、第1期アクションプランと一体的に推進をすることとしておりまして、県民計画におきます「家族・子育て」の分野を中心として、各政策分野の関連施策を横断的に推進していこうとするものでございます。プランの策定にあたりましては、これまで子ども子育て会議におきまして広く御意見を伺いながら検討を進めてまいりましたが、昨年度実施をいたしました子どもの生活実態調査の結果を反映させることとしておりまして、現在この調査結果の最終とりまとめ作業を行っているところでございますので、このプランの中間案におきましては、昨年10月に報告をさせていただいておりますが実態調査結果の中間報告をベースにした内容になってございます。今後、子どもの実態調査結果の最終報告を取りまとめ、これの内容を反映させて、次期プランの最終案を策定いたしまして、パブリックコメント、地域説明会を経まして、6月を目途に最終的なプランを策定する予定でございます。

第2章の現状と課題でございますが、こちら、少子化、未婚化・晩婚化の進行など、11項目で整理をしているところでございます。

資料右側の第3章の1でございますが、目指す姿のところでございます。こちら、「社会全体で、県民の結婚、妊娠、出産及び子育てを支え、誰もが子どもを健やかに育みやすいと実感できるいわて」と掲げまして、2の目指す姿指標といたしましては、県民計画の長期ビジョン「家族・子育て」の政策分野における主要な指標でございますが、合計特殊出生率、男性の家事時間割合、総実労働時間、この3つを設定しているところでございます。

3の推進する施策といたしましては、いわての子どもを健やかに育む条例に規定をいたします子ども子育て支援に関する基本的施策を掲げておりまして、1つ目の子どもの健やかな成長を支援するでは、子ども自身に着目をいたしまして、教育環境ですとか養育環境の整備の促進についてを記載してございます。2つ目の子育て家庭を支援するのところでは、保護者に着目をいたしまして、子育てを支援する職場環境の整備ですとか、相談支援、保育サービスの充実についてを記載してございます。3つ目の子どもを生み、育てようとするものを支援するでは、これから家庭を持とうとする若者に着目をいたしまして、結婚、出産、子育てに関する情報提供ですとか、経済的な基盤を支える就労支援の推進についてを記載してございます。4つ目の、東日本大震災津波からの復興を推

進するでは、こちら、引き続き、被災児童ですとかその家庭の支援に取り組むことを記載してございます。これらの4点を基本的な施策の方向といたしまして、プランを推進していくこととしているものでございます。

その下の第4章でございますが、計画推進に向けてというところでございます。こちら、いわての子どもを健やかに育む条例に基づきまして、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業主、そして県民の役割について規定をしてございまして、ここではそれぞれの役割分担を整理をし、共に連携をしながら施策の推進を図っていくことなどを盛り込んでいるところであります。

次に、資料の2枚目を御覧いただきたいと思っております。ここでは、第3章の3の推進する施策の具体的内容を掲げておりますが、これらの取組項目につきましては、いわて県民計画第1期アクションプラン政策推進プランの政策項目、それから復興推進プランの取組項目により整理をさせていただいております。

(1)の子どもの健やかな成長を支援するは、全部で16項目ございますけれども、イのところを御覧いただきたいと思っておりますが、安心して子供を産み育てられる環境をつくれますのとのことで、プランの部門別計画の位置づけでございまして、子どもの貧困対策推進計画、児童虐待防止アクションプラン、社会的養育推進計画、こういった内容を盛り込んでございますし、オからキまでのところでございますけれども、知育、徳育、体育のところでございますが、こちら、幼児教育の推進ですとか男女共同参画意識の啓発、あるいは多様な体験活動の推進などを盛り込んでいるところでございます。

その下の(2)の子育て家庭を支援するでございまして、こちら10項目ございます。こちらエのところを御覧いただきたいと思っておりますが、安心して子どもを産み育てられる環境をつくれますのところで、(1)と同様でございますけれども、プランの部門別計画として位置付けております、子ども子育て支援事業支援計画、ひとり親家庭等自立促進計画、こちらの内容を盛り込んでございますし、オのところでございますが、仕事と生活を両立できる環境をつくれますにおきまして、いわて働き方改革推進運動の展開によります保護者の長時間労働の是正などの取組を掲げているところでございます。

その右側でございまして、(3)の子どもを産み、育てようとする者を支援する、こちら2項目でございますけれども、アの安心して子どもを産み育てられる環境をつくれますのところで、いきいき岩手結婚支援センター、iサポによる結婚支援の充実などを盛り込んでいるところであります。

その下になりますが、（４）東日本大震災津波からの復興を推進する、こちらも２項目でございますけれども、ここでは、子どもケアセンターなどによるこころのケア、あるいは、いわて学び希望基金奨学金による支援など、こういったものを盛り込んでいるところでございます。

なお、子どもプランの策定にあたりましては、保健福祉部とともに関係する各部局、教育委員会そして警察本部から関連する取組を盛り込んでいただいているところでございます。

説明は以上でございます。

○長山委員長 子どもプランの概要について説明がございました。皆さんの方で、何か質問等ございましたらよろしくお願ひします。子どものことに関するところでございますから、保健福祉部だけでなく当然教育委員会ですとか警察ですとか様々ところが色々意見を出し合いながら、まとめたものと思います。皆さんの方で何か気付いた点等ありましたら。

○菅野委員 御説明ありがとうございました。私の場合は、議会でも発言の場がございますから１点だけ。私も３人の子どもがいるわけですが、最近、香川県のオンラインゲームに対する条例、これは賛否ありますが、話が出ている中で、幅広くメディア、オンラインゲームあるいはSNS、インターネット、こういった環境に対する岩手県の考えというのを改めて項目立てて盛り込んでいく、あるいは、検討していくことが必要になってきている段階ではないかというふうに思っています。

今、中間案を拝見させていただきますと、詳細の38ページ、この中に、事件・事故から守るといような位置付けで書いておりますが、例えば今、オンラインゲーム深夜までやっている小学生、あるいはチャットをしながらやっているであるとか、事件・事故だけではなく、子どもの成長、あるいは岩手は子どもの読解力が低い、といった中で、様々影響が出ているという中で、幅広くそういったものを検討していただく必要があるのではないかと考えているところでございました。

改めて県はそういった点について、現段階で結構でございますが、考えられているのか伺いたいと思います。

○門脇子ども子育て支援課総括課長 御意見ありがとうございます。ただいま委員から御提言いただきましたとおり、この部分におきましては、子ども子育て会議におきましても様々な議論があったところでございます。

こちら、青少年を事件・事故から守る環境づくりの推進という項目に記載させていただいているところでありますけれども、関係する部局といたしましては、若者女性協働推進室ですとか、あるいは県警にあります少年課ですとかサイバー犯罪対策課ですとか、そういったところが担当するといったところになっておりますけれども、今委員から御指摘がありましたとおり、事件・事故だけではなくて、子どもの健康ですとか学習の方にも影響する項目というふうに理解してございますので、そういった点につきましても、もう少し検討会の中でも議論させていただければと思います。こちら、中間案でございますので、ここは議論を深めていきたいと思っております。

○長山会長 はい、ありがとうございました。そのほか、何かございませんでしょうか。よろしゅうございましょうか。

(他に質疑等なし)

(4) ひとにやさしいまちづくり推進指針（2020～2024）（案）について

○長山委員長 それでは次に進めさせていただきます。（4）ひとにやさしいまちづくり推進指針（2020～2024）（案）について、菊池地域福祉課総括課長から説明をお願いします。

○菊池地域福祉課総括課長 地域福祉課の菊池でございます。それでは、今年度策定を進めておりますひとにやさしいまちづくり推進指針（2020～2024）（案）について御説明をさせていただきます。資料は4-1であります。座って説明をさせていただきます。

まず、この推進指針（案）につきましては、今年度、策定のための検討委員会を4回、それから諮問機関でありますひとにやさしいまちづくり推進協議会を2回開催しますほか、パブリックコメント等を実施いたしまして、実際に地域で活動している方々、障がいのある方々からも様々御意見をいただき、作成をしてきたところでございます。御協力をいただきました関係者の皆様に感謝を申し上げたいと思っております。それでは、資料を御覧いただきたいと思っております。

まず、ひとにやさしいまちづくり、これの目指すところについて、説明をさせていただきます。資料4-1、右側の4（1）、ここに目指す姿がございます。「全ての人々が個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される地域社会」、これが目指す姿でございます。

左に戻っていただきまして、1の推進指針策定の趣旨であります。この推進指針は、ひとにやさしいまちづくり施策を総合的かつ計画的に推進するための、県の行動指針であるとともに、県民、事業者、民間団体、市町村が取り組むためのガイドラインとなるものであります。

2のひとにやさしいまちづくりを取り巻く諸状況・背景等ではありますが、平成8年4月に、最初の推進指針を策定いたしました。その後、状況変化等を踏まえまして、平成13年、平成21年、平成27年の3度の改訂を行っておりまして、今回、現行の指針策定から5年が経過いたしました。①に記載しているような状況変化を踏まえまして、②の観点で、新しい推進指針の策定を行おうとするものであります。②の①であります。障がいのある方からの意見として、多機能トイレやひとにやさしい駐車場等の障がい者等に配慮した設備の適正利用のための、一層の理解と普及、それから、マナーの向上のための取組が必要であること、それから②、これは国の動向であります。東京オリンピック・パラリンピックの開催を控えまして、国では、ユニバーサルデザイン2020行動計画の策定、それから、改正バリアフリー法などによりまして、ユニバーサルデザインのまちづくりそれからすべての人が相互に理解を深め支え合うこころのバリアフリーを推進すること、としております。それから③から⑤は本県の状況変化であります。③は昨年度いわて県民計画（2019～2028）を策定しまして、ソーシャルインクルージョンの観点に立ち、誰もが活躍できる社会づくりへの取組を進めることとしたものであります。こういった観点で策定を進めてきたものであります。

3の推進期間は、令和2年度から6年度までの5年間であります。

右にまいりまして、4の施策の推進であります。①の目指す姿は先ほど御説明したとおりであります。ひとにやさしいまちづくり条例の目的に定められているものであります。②の基本的視点であります。これは、現行の指針と同じく、①多様な利用者の参画促進及び対話プロセスの重視、②取組の発展的指針、③さりげないデザインへの配慮、④柔軟で持続可能な取組、としております。これの具体的取組方法であります。③のとおり5つの推進方向を柱とするものであります。この5つの柱立てについては、今回2点見直しを行っております。1点目は、これまでは単に、ひとづくり、まちづくりとしていたものであります。それぞれの柱については推進方法をわかりやすくするため、例えばひとづくりでは、全ての人が互いに支え合うことのできる「心」を醸成する『ひとづくり』など、それぞれ記載のように前書きを加えたものであります。

それからもう1点は、5番目の柱であります。これまで社会参加としておりましたが、いわて県民計画において政策の一つに、参画が新たに設定されたことを踏まえまして、全ての人が多様な分野で主体的に活躍できる『参画』としたところであります。次の推進状況の管理であります。いわて県民計画で設定した指標などを踏まえまして、庁内関係部局と調整し、記載の9項目としたいというものであります。このうち新たなものとしたしましては、3つあります。2のまちづくりのノンステップバスの導入率、これは障がい者等の移動円滑化に係る指標、それから4の情報発信のうちユニバーサルデザイン電子マップ掲載施設数は、障がい者等が利用しやすい施設の情報発信に係る指標、それから5の参画の保育を必要とする子どもに係る利用定員は、子育てと仕事の両立に係る指標として、新たに設定をするものであります。

5の推進主体の役割であります。県の役割、それから県民、事業者、民間団体、市町村に期待される役割、をそれぞれ定めるものであります。

2枚目にまいりまして、先ほど御説明しました5本の推進方向、これについての具体的な推進方向であります。今回新たに盛り込もうとしているものを中心に御説明をさせていただきます。

最初に、1の『ひとづくり』であります。①意識啓発では、多様な人の存在の理解と配慮の促進に、性的マイノリティを加えました。それから障がい者用設備や制度の一層の周知、多機能トイレについて多様な利用者の緩和を周知するため、オストメイト、乳児用設備など分散してトイレを配置することの周知、ヘルプマークなどの紹介を通じた互いに支え合う心の醸成、国が推進する心のバリアフリーと連携した取り組み、を盛り込んでいるところでございます。また、②の学ぶ機会の充実は、子どもころからユニバーサルデザインや障がいなどについての理解を深めるための学校における取組、③では国が策定した交通事業者等向けの障がい者等の接遇マニュアルを国と連携して普及していくことを盛り込んでおります。

2の全ての人安全かつ円滑に移動でき、快適に過ごすことができる『まちづくり』では、①では、バリアフリー法改正による市町村が重点地区を選定してバリアフリーを推進するマスタープランの作成、③交通機関では、障がい者等の移動の円滑化のため公共交通機関の維持確保、④道路では、誘導ブロックの色を黄色を基本とすること、⑥観光地では、観光地向けに国が策定しました障がい者等の接遇マニュアルを通じた情報提供の促進を盛り込んでいるところでございます。

3は全ての人に使いやすい『ものづくり』、4の全ての人が必要な時に必要な形で受け取ることができる『情報発信』では、①災害時における外国への迅速な避難情報等の提供、②におきましては、いわてバリアフリー観光情報案内所の活用による宿泊施設等のバリアフリー対応情報の発信、を盛り込んでおります。

それから5の全ての人が多様な分野で主体的に活躍できる『参画』では、いわて県民計画の参画から関係する取組を盛り込んでおります。①雇用・労働環境整備の促進、子育てと就業の両立支援として、働き方改革による職場づくり等のほか、子育て支援、男女共同参画の推進、障がい者の就労支援、②の誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくりでは、障がい者や高齢者の社会参加支援、外国人県民等への支援のほか、いわて国体・いわて大会のレガシーとして障がいの有無などに関わらずスポーツを楽しむ機会の拡大、障がい者芸術の参加支援などを盛り込んでおります。

この指針につきましては、今議会に提案をいたしまして、議決を頂くこととしております。議決後、多くの方に推進指針の内容を理解していただくことが重要と考えておりまして、具体的事例などを掲載した冊子、パフレットの作成のほか、様々な媒体を通じて広報に努めていきたいと考えているところでございます。資料4-2は後ほど御覧いただければと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○長山委員長 はい、ありがとうございました。まちづくり推進指針について説明がございました。私どもが日常生活している場所で、色々イメージがわくのではないかと思います。こういうものがある、ああいうものがあるということでございまして、皆さんの方でお気づきになる点がありましたら、御提言いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○藤井委員 お願いがございまして。岩手県では“共生き”条例（障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例）が既に施行されております。国では、障がいを理由とする差別の解消を推進する法、障害者差別解消法と言いますが、その中身は、国全体としてみるべき点と、県全体としてみるべき点、今ここにあるように各市町村、この“共生き”条例に合わせて、各市町村で地理的な時間的ないろんな差があると思うんですね、何がバリアなのかという。県全体の問題もあるかもしれませんが、物理的に様々あると思うんですね。積雪地帯だとか、沿岸だとか。県の身障協でも33市町村の支部を通して各地区で、自分たちの町・市に対して、自分たちの“共生き”条例を提案

する努力をしると、といっても、なかなか知識が不足しているものですから、非常に苦
労はしているのですが、そういうことを各自治体に推進をしていただければと思います。
実は山形県では既に、8市町村で“共生き”条例の市町村版を作っているんですね。そ
れぞれの地理的状況を踏まえてということ、ぜひ県の方から自治体の方に、推進を御
指導いただければと思います。

それからもう1点、例の駐車場利用の件、今では100円ショップでも車いすマークは売
っていますので、色々な方がつけているんですね。ただ、公的な駐車場を利用するた
めには、ステッカーを改めて配付していますよね。今、障がい者団体の中では、あれを悪
用するなど言い聞かせているんです。自分も今までは上肢障がいだけで、そういう優先
的な駐車場の利用なんて考えたことは無かったのですが、心臓手術をして1種1級にな
ったらば、逆に自治体からステッカーを申請しませんかと言われてまして、私は心臓は手
術しましたが足腰は丈夫であり、そんな駐車場を優先的に利用するなんて考えた
こともない、でも周りはみんなそう思っている。障がい者団体でも、法律は法律、しか
しあれは、障がい者だけではなく高齢者や妊婦など色々な方が駐車場を優先的に利用
するための法律だよと、だから悪用するなど。法律ができれば何でもそれにおんぶにな
るようではだめだと、私たちも自戒をして運動をしておりますので、ぜひその辺を、上
手く運用していただければと思います。

○長山委員長 はい、ありがとうございました。何かコメントございますでしょうか。

○山崎参事兼障がい保健福祉課総括課長 はい、大変貴重な御提言ありがとうございます。
障害者差別解消法にいたしましても、本県の場合はこの法律に先んじていわゆる“共
生き”条例を制定しているわけでございますけれども、“共生き”条例につきましても
障がい者の方々の権利擁護につきましても非常に重要な課題であると考えておりますし、
条例も法律も共に普及啓発を今後とも県で図っていかねばならないと考えていると
ころでございます。各市町村に対する働きかけにつきましても、機会をとらえまして、
県が制定した“共生き”条例の基本理念の考え方でとかそういったところについて、
市町村に対して説明を繰り返すことによりまして、条例について普及啓発を図ってい
きたいと考えているところでございます。

○長山会長 そのほか、どなたか御意見等ありましたらお願いいたします。はい、先に
どうぞ。

○菊池地域福祉課総括課長 先ほど駐車場について御意見をいただきました。本当に必

要な人が必要なときに使えるようにしなければならないということで、先ほどこちらからもお話ししましたとおり、正しい理解をしていただくようにしていかなければならないと考えおります。様々な機会を通じて普及に努めてまいります。そのために、皆さんの御協力も必要と考えておりますので、今後とも継続して進めていきたいと思っておりますので、今後ともぜひよろしく願いいたします。

○長山会長 そのほかございますでしょうか。

○後藤委員 御説明ありがとうございます。私、初めて参加なものですから、どんなものなのかなと全体通して感じたことにはなってしまうのですが、今まで御説明いただいたどういった分野を通じて、1つ鍵になるのが、働くというところにつながる課題になるのかなというふうに感じております。

実際に、私、日常的に企業の方にコンサルティングとか働き方改革とか、また私ファザーリングジャパンという団体で理事しているのですが、そちらの方でイクボスというものを育成する事業をあちこちで推進して、企業の皆さんと接する機会も多いのですが、実際に企業の皆さんから県の方針として働き方改革の推進運動だとかいろいろ施策を立てていますが、働き方改革経営者向けセミナーなるものがあった翌日に企業経営者向けワークライフバランスセミナーみたいなものだとか、所管する課が違ったもので似通ったものが結構あったりして、実際の経営者の皆さんからどっちに行けばいいですかと聞かれることもあって、実際聞いても、どこから取り組んでいけば、県の総合計画といったものが推進できるのかなかなか見えてこないというお話も。ですので、それぞれの課で特色ある取組というのはされていると思うのですが、ただ根元にあるのは一本のものだと思うので、そこをできれば課の皆さんと、課の垣根を感じず共有した上で進めていただいた方が、おそらく企業の皆さんも参画しやすいのではないかというふうに感じました。

今、昨今やっている働き方改革というのがやはりそうだと思うのですが、働き方改革を進める上で、ITを取り入れて、はいおしまいという議論もありますし、実際に制度を作っているのはこれで働き方改革をしましたという企業も実際あるんですけども、ただ、最近の例だと男性の育休がわかりやすい例で、読売新聞にも掲載されておりましたけれども、取組やりますということでスタートしたのに、実質なかなかそういう風土がないという例もありますので、皆さんの力を結集してもっとより良いものを作っていけるような方向で計画できれば、県民の皆さんにもフィードバックされやすいものになるよう

な気がしました。

○長山会長 はいありがとうございます。これについて何かございますか。

○高橋副部長 御意見ありがとうございます。働き方改革については、県でありますと、商工労働観光部さんが音頭を取って、全庁的な取組としてやっているというところがございますが、おっしゃるとおり、それぞれの室課レベルでそれぞれの取組があってやっているところはあると思います。そういったところも調整しながら、まとめられるところはまとめる、一緒にできる所は一緒にやるですとか、そういったことをできればいいのかなというふうに思っております。

私どもの取組で言えば、企業向けだと、今日は議題には出てきておりませんが健康経営ですとか、あるいは先ほど説明のあった子どもプランの関係で言いますと、結婚を応援する取組とか、子育てを応援する取組とかそういったことを進めているところがございます。我々としては、そういったことを一体的に進められればというところも考えて、訪問してお願いするときにはすべてをお願いする、どれか一つでもいいのでとお願いするだとか、そういったことは多少心掛けながら進めているつもりではございますけれども、今回御意見いただきましたので、我々はもちろん、庁内全体でも取り図られるようにしてまいりたいと思います。

○後藤委員 ついでに言えばなのですが、企業の皆さんを巻き込むのって、キーパーソンが重要になってくると思うんです。子育てにしろ、高齢者にしろ。キーパーソンたりえる存在を企業内で育てていくというのが必要だと思うので、そのための位置付けとして、私個人的には、政策のところにはイクボスの育成なんて入れてほしいなと思っています。

○長山会長 御提言ありがとうございます。事務局の方でも、これらの御意見を踏まえて取り組んでいただければと思います。

(5) 民生委員・児童委員の一斉改選について

○長山委員長 次に、(5) 民生委員・児童委員の一斉改選について、菊池地域福祉課総括課長から説明をお願いします。

○菊池地域福祉課総括課長 はいそれでは、資料を御覧いただきたいと思います。昨年12月1日付けで、民生委員・児童委員の一斉改選を行ったところであります。改選にあた

りましては、本審議会民生委員審査専門分科会におきまして、4名の委員の皆様、市町村から推薦のあった候補者について御審議をいただいたところであります。御協力に感謝を申し上げます。

委嘱の状況について、囲みの表のとおり、中核市である盛岡市を含めたものになりますが、区域担当の民生委員・児童委員と主任児童委員を合計した定数3,774人に対して、12月1日付の委嘱数は3,602人、充足率は95.4%となっております。引続き欠員解消に向けまして、候補者が早急に確保されるよう、それから見守り等が十分に行われるよう市町村に働きかけをし、成り手確保に向けて市町村と連携して取組んでまいります。

1の定数につきましては、市町村において宅地造成等で世帯数増となった地域の定数増が必要といった意見をお聞きしながら、下のとおり定めたものであります。

2の委嘱の状況は御覧のとおりでありまして、男女別では女性が増加傾向、それから新任者が約3割となっております。それから表の一番最後、平均年齢ですが、上昇傾向にありまして、区域担当の民生委員では、66歳となっております。欄外、※1ですが、全国平均の充足率は95.2%でありまして、本県の95.4%はこれを若干上回っている状況となっております。それから※2のとおり、改選後も市町村において候補者の選考に取組んでおりまして、現在のところ6市町19人が委嘱手続き中となっております。

3の今後の対応でございますが、先ほど申し上げたとおり、引き続き、欠員解消に向けて市町村と連携して取組んでまいります。それから(2)のとおり、民生委員が活動しやすいよう、研修の充実、民生委員活動に対する県民の理解促進のための広報活動、それから、欠員が多く生じている沿岸市町村においては、生活支援相談員と連携した活動による負担軽減を図っていくこととしております。説明は以上でございます。

○長山会長 はい、ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、何か御質問等ありましたらお願いいたします。

(質疑等なし)

では、私から。活動費が上がったのですか。

○菊池地域福祉課総括課長 はい、新年度予算で、皆さんにいろいろ御負担をおかけしているというところもありまして、単価を上げる予算を今議会に提案しているところがございます。

○長山会長 ということだそうです。そのほかに何かございませんでしょうか。民生委員さん、児童委員さん、大変御苦勞されているわけでございますけれども、御意見等あ

りましたらお願いします。よろしゅうございましょうか。

(他に質疑等なし)

(6) 台風第19号に伴う被害状況及び復旧・復興に向けた対応状況について

○長山委員長 それでは、(6) 台風第19号に伴う被害状況及び復旧・復興に向けた対応状況について、高橋副部長から説明をお願いします。

○高橋副部長 資料は6を御覧いただきたいと思います。昨年10月に発生した台風第19号に伴う被害の状況と当部の対応状況について簡単に説明をさせていただきます。

まず1に、住家被害の状況をまとめてございます。全体では25市町村で被害が発生しております、一番右下2,946世帯が被災したということで、全壊が6市町村で46世帯、半壊が9市町村で833世帯、そのほか一部破損、床上・床下浸水などが御覧の状況となっているところでございます。

2には、医療機関と施設の被害状況をまとめてございます。医療機関で29、救護施設以下、老人、障がい、児童の社会福祉施設で67、合わせまして96施設で床上・床下浸水、停電、断水、一部破損等の被害があったところでございます。注1に書いてございますけれども、被災した全ての施設につきましては、サービスは再開済でございます。

2ページを御覧いただきたいと思います。県の対応状況でございます。1は被災者の住宅再建支援ということで、①は国の法律に基づいた支援でございます。被災者生活再建支援法ということで、一定規模の被害があった市町村については、この法律が適用されて、最大300万円の支援金が支給されるということでございまして、本県では、山田、宮古、釜石、久慈の4市町に適用されております。被害の状況は、前のページで御覧いただいたとおりでございますが、12月31日現在114件の申請を受け付けているところでございます。②は同じような制度でございますけれども、この法律が適用されていない市町村についても同じ支援を行うことと、この法律による支援は、全壊世帯と大規模半壊の部分だけでございますので、そのほかの半壊ですとか床上浸水ですとかこういったところまで広げた形で、県単独の支援という形で支援しているものであります。これについては、御覧のとおり、14市町村で申請等を受付しております、12月31日現在で371件支給しているところでございます。そのほか③住宅の応急修理ということで、3ページ表のとおりとなっております。また、④仮設住宅の整備ということで、5市町村54戸、

みなし仮設であったり、あるいは東日本大震災で整備した仮設住宅の活用といったところで対応しているものでございます。

それから2が生活支援ということで、国保、介護あるいは障害福祉サービス等につきまして減免措置をしているところであります。

3と4は、さきほど説明した医療機関、社会福祉施設での被害への支援ということで、大きな影響・被害があったところは多くなかったので基本的には自力で再建していただいているところでありますが、必要に応じて国庫補助などの活用を支援しているところであります。全ての被災施設でサービスを再開している所でございます。

4ページでございます。修学支援ということで、県立の看護師養成所につきましては、授業料の減免等をするところとしていただいております。また6は、義援金ということで、今回12月末現在で3億円近い義援金を全国から頂いております、1回目の配分を12月中に行っております。3月まで募集をする予定でありまして、4月に2回目の配分を行う予定です。

以上でございます。

○長山委員長 以上の説明に対して、御発言がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

(質疑等なし)

10 その他

○長山委員長 皆さんの方から全体を通じて、何か質問、御感想などあればお願いしたいのですがいかがでしょうか。事務局からは何かありますか。

○伊藤主査 特にございません

○長山委員長 改めてお伺いしますが、委員の皆様からは何かございますでしょうか。

(質疑等なし)

11 閉会

○長山委員長 それでは、これをもちまして会議の進行は終了いたします。御協力いただきましたこと感謝申し上げます。

○伊藤主査 長山委員長、ありがとうございました。これをもちまして、岩手県社会福祉審議会を閉会させていただきます。本日は、長時間にわたり御審議いただきまして、誠にありがとうございました。